

次世代育成支援対策推進法について

○次世代育成支援推進法

次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2015年（平成27年）までに集中的かつ計画的に取り組んでいく事を目的に、2002年（平成17年）4月1日に施行。

この法律において、企業は、「一般事業主行動計画」を策定し従業員300人以下を雇用する企業は、都道府県労働局に届けることが努力義務となっているが、平成23年4月1日から、従業員が101人以上の中小企業についても行動計画の策定・公表が義務づけられることになる。

○一般事業主行動計画

企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などの取組みを行うために、計画期間、目標、その目標達成のための対策と実施時期を定めたもの。

※計画期間

- ・2015年3月31日までに集中的かつ計画的に取り組む
- ・企業の実情に応じ、1回の計画期間は2～5年で設定することが望ましい

※目 標

- ・企業実情に応じ設定（複数設定可）
- ・社員のニーズを踏まえたものであること
- ・現状より少しでも労働環境を良くするもの
- ・達成状況を客観的に判断できる定量的なものが望ましい

※目標達成のための

対策とその実施時期

- ・いつまでに、どのような事に取り組むかを具体的に記述する